|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和　４年　１１月　２１日　１３時　００分　受理 | | 受付順位　１ |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書    藤枝市議会議長　　山根　一　様  藤枝市議会議員　９番　石　井　通　春 | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第70号議案  藤枝市個人情報  保護法施行条例 | 本条例は、個人情報保護法の改正によって、これまでの藤枝市個人情報保護条例を廃止し、新たに定めるものである。  自治体が定められる条例は一部に限られており、これまで市の条例において運用されてきた大部分は法の直接適用を受ける事になる。法の下で市がどのような運用を行うかが問われる。  法は「個人情報保護」をうたいつつ、一方では「データの流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを策定することを目的として設定された。市は、保護と流通とどう使い分けていくのか。  大きい２点があると考える。  １：個人情報の定義の変更  これまでは、特定の個人を識別する情報として、氏名、生年月日、住所などとされていたが、他の情報と容易に照合する事ができるとの規定と個人識別符号が含まれるものが追加された。  具体的には、ネットやメールのドメイン、声紋、パスポート番号、保険証番号、などだが、これまで以上に広範囲となったこうした情報も市民は流通を望んでいない。保護の立場でどう運用するか。  ２：個人情報ファイル簿の作成と公表  職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして市が保有する情報をエクセル等電子計算機を用いて検索できるよう体系的に構成したものとされるが、このファイル簿の作成と公表が義務付けられた。どこに公表するのか。 | |